

台風15号による被害状況

①経過

日時	状況
9月21日 午前5時52分	袋井市に暴風警報発表
午前8時30分	袋井市に大雨(土砂災害・浸水害)・洪水警報発表
午後2時ごろ	台風15号、浜松市付近に上陸
午後6時21分	袋井市の大雨・洪水警報解除発表
午後9時17分	袋井市の暴風警報解除発表



袋井東地区：神社の倒木被害

②気象状況

観測場所	時間最大雨量	最大瞬間風速
市役所	23.5mm (13:00~14:00)	45.0m/s (13:20)
浅羽支所	16.5mm (11:00~12:00)	44.5m/s (14:20)
山名小学校	33.0mm (13:00~14:00)	
三川小学校	25.0mm (13:00~14:00)	



豊沢地区：山林の倒木被害

③人的被害

▽負傷者…12人(うち重傷3人)

④物的被害

①住家(10月14日現在)

被害区分	件数
全壊被害	なし
半壊・一部損壊	3,934件
浸水被害	1件(床上浸水：村松地区)



笠原地区：倒木撤去の様子

※調査継続中

②非住家

▽倉庫・車庫などの一部損壊…3,015件(10月14日現在) ※調査継続中

▽公園・街路樹などの状況

場所	被害状況(10月14日現在)
公園	48公園で倒木あり、ほか25公園で枝が折れるなどの被害あり
街路樹	11路線で13本の倒木
その他	倒木や飛来物による照明・トイレの破損多数



浅羽海岸：防潮堤侵食被害

▽市内寺社、神社などで倒木多数

⑤その他の被害

▽倒木件数…被害報告件数116件

▽停電による被害…9月21日午後2時30分ごろから、9月23日午後5時ごろまでの約3日間にわたり、市内各地で停電

※台風15号による被害を報告してください

◇台風15号により被害を受けた方で、市役所や自治会に報告していない場合は、**11月21日(月)までに**、市役所4階防災課へご連絡ください。

◇現在居住している家屋に被害を受けた場合は、被害の状況により、「災害見舞金」の交付対象となる場合があります。

☎防災課防災係 ☎44-3108

市民と行政のパートナーシップによる地震対策⑤
台風15号上陸、市内各地に大きなつめ跡
災害発生時の対応・役割の再確認を

9月21日、浜松市付近に上陸した台風15号による暴風雨は、市内各地域に甚大な被害をもたらしました。
 市では、地震だけでなく、台風などの自然災害の場合にも、災害対策本部(支部)を設置し、被害状況調査や復旧作業などを行います。
 今回は、台風15号の被害状況と、大規模災害が発生した場合の市や各地域での対応・役割を紹介します。
 ⑤防災課防災係 ☎44-3108
 市民協働課協働推進室 ☎44-3158

大規模災害が発生した場合の市や各地域での対応と役割

災害対策本部は
どんな時に設置されるの？

◇次の①～③の場合には、市職員や地域の防災関係者が災害対策本部などに参集し、それぞれの役割に応じて対応を行います。

①市内で震度4以上の地震を観測

市役所・支所に設置された地震計で計測した震度が、袋井市の震度として、テレビやラジオなどで発表されます。

②「東海地震注意情報」の発表

注意情報が発表された場合、同報無線やメローネットでお知らせするほか、テレビやラジオでも情報が流れます。

③台風などにより

袋井市災害対策本部、各支部が開設
災害対策本部及び支部が開設されたときは、同報無線やメローネットでお知らせします。

次の場所へ
参集！



(※1)地域によって、参集するメンバーは異なります。

大規模災害が発生した時の
役割分担はどうなっているの？

市災害対策本部(市役所)

情報提供
指示

被害状況
報告など

市災害対策本部〇〇支部(小学校など)

【役割】

- ◇市災害対策本部〇〇支部の開設
- ◇市災害対策本部〇〇支部管内の被害情報収集・把握
- ◇市災害対策本部への被害状況報告
- ◇人・家屋などの被害状況調査
- ◇自主防災組織(自治会)との連絡調整や共助
- ◇応急給水や炊き出しの実施
- ◇市指定避難所の開設
- ◇救護所の開設と管理・運営 など

被害状況報告
避難者人員報告
災害対応の助言
など

市指定避難所
(幼稚園・小学校など)

救護所
(小学校・公民館など)

情報提供
指示

情報提供
指示

市民の皆さん

【役割】

- ◇火の元の確認
- ◇家族の安否確認
- ◇〇〇自主防災隊災害対策本部への被害状況報告と安否報告
- ◇隣近所への支援 など

情報提供
指示

被害状況報告
安否報告

※風水害の時には、気象状況などに十分注意し、危険な場所や災害発生が予想される場所に近付かないようにして、身の安全を第一に対応してください。

自主連合防災隊長・地域防災指導員

【役割】

- ◇市災害対策本部〇〇支部への合流
- ◇各自主防災隊からの被害情報の収集・把握
- ◇〇〇支部への各自主防災隊の被害状況報告
- ◇自主防災隊と支部間の要望や依頼の調整
- ◇支部の災害対応についての助言
- ◇市指定避難所の管理運営 など

情報提供
指示

被害状況報告
避難者人員報告

〇〇自主防災隊 災害対策本部(公会堂など)

【役割】

- ◇自主防災隊災害対策本部の開設
- ◇被害情報の収集・把握
- ◇自主連合防災隊長(〇〇支部)への被害状況報告
- ◇住民の安否確認
- ◇負傷者の応急救護や救護所への搬送
- ◇災害時要援護者の避難支援
- ◇初期消火、救出・救助活動
- ◇市指定避難所や避難所の運営管理 など

避難所
(公会堂など)

こんな時はどうするの？

Q自分の住んでいる地域の自主防災隊災害対策本部が、どこに設置されるのか分からないのですが…

A自主防災隊の災害対策本部は、自主防災隊の防災倉庫周辺や公会堂に設置する地域が多いです。各地域の設置場所は、自主防災隊長または、防災課までお問い合わせください。

Q地震などにより、家が倒壊してしまった場合や自宅での生活が心配な場合、どこに避難すれば良いのでしょうか？

Aまずは、住んでいる地域の公会堂など自主防災隊が指定している避難所に避難し、その後、近くの市指定避難所(幼稚園、小・中学校、公民館など)に避難してください。

台風15号の被害を受けた固定資産について

- ①台風の被害により、課税されている居宅・倉庫・物置などを撤去した方は、家屋取壊し届出書を提出してください。
- ②事業主で、事業用資産(償却資産)が、台風により被害を受けた方は、固定資産税の減免対象となる場合がありますので、ご連絡ください。[例：店舗看板、事業用ビニールハウスなど]

◇詳しくは、税務課資産税係へお問い合わせください。

☎税務課資産税係 ☎44-3110